



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
6月28日
第524号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課) 1
- 告 示
 - ※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正 (中小企業支援課) 2
 - 富山県および石川県の一部の地域における県税に係る申告等の期限の指定 (税政課) 6
 - 令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課) 6
 - 令和6年度一般曹候補生の募集 (市町振興課) 7
 - 鳥獣捕獲等事業の認定 (自然環境保全課) 7
 - 鳥獣捕獲等事業の認定の失効 (自然環境保全課) 7
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課) 7
 - 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務の委託 (みらいの農業振興課) 8
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 8
 - 車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定 (道路保全課) 8
 - 車両制限令に基づく道路および通行方法の指定 (道路保全課) 8
 - 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託 (流域政策局) 9
 - 長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託 (流域政策局) 9
- 公 告
 - 証票無効についての公告 (税政課) 9
 - 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) 10
 - 一般競争入札の公告 (防災危機管理局、DX推進課、高校教育課) 10
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部) 16
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) 16
- 公安委員会規則
 - ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通規制課) 18
- 正 誤
 - 令和6年5月31日付け第516号令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告中 25

規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第42号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和53年滋賀県規則第20号) の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

別表第1項の表を次のように改める。

名 称	所 在 地	取 扱 日 時
滋賀県会計管理局	大津市京町四丁目1番1号	月～金曜日9時～12時および13時～17時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)および12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)を除く。)
	草津市草津三丁目14番75号 (南部合同庁舎内)	
	甲賀市水口町水口6200番地 (甲賀合同庁舎内)	
	東近江市八日市緑町7番23号 (東近江合同庁舎内)	
	彦根市元町4番1号(湖東合同庁舎内)	
	長浜市平方町1152番地の2 (湖北合同庁舎内)	
	高島市今津町今津1758番地 (高島合同庁舎内)	
滋賀県長浜土木事務所木之本支所	長浜市木之本町黒田1234番地	

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第212号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

第5条第1号中「別表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に、「同表1融資対象者の欄」を「同表融資対象者の欄」に、「別表2セーフティネット資金の表資金使途の欄」を「別表第2項の表資金使途の欄」に改め、「いう。）」の右に「および同表資金使途の欄設備資金もしくは運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(6)に該当する融資対象者に係るものまたは同表資金使途の欄借換資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(1)エに該当する融資対象者に係るもの(以下「経営力強化資金」という。))」を加える。

第7条第2項中「別表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に、「同表1融資対象者の欄」を「同表融資対象者の欄」に、「同表3資金使途の欄」を「別表第3項の表資金使途の欄」に、「同表4資金使途の欄」を「別表第4項の表資金使途の欄」に、「同表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に改める。

第11条第1項中「別表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に、「同表1融資対象者の欄」を「同表融資対象者の欄」に改め、「伴走支援型資金」の右に「および経営力強化資金」を加え、「別表3資金使途の欄」を「別表第3項の表資金使途の欄」に改める。

第11条の2第1項中「別表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に、「同表1融資対象者の欄」を「同表融資対象者の欄」に改め、「伴走支援型資金」の右に「および経営力強化資金」を加え、「別表3資金使途の欄」を「別表第3項の表資金使途の欄」に改める。

第11条の3第1項中「別表1資金使途の欄」を「別表第1項の表資金使途の欄」に、「同表1融資対象者の欄」を「同表融資対象者の欄」に改める。

別表第2項の表資金使途の欄中「借り換える者」の右に「および経営力強化資金の融資を受ける者」を加え、同表融資対象者の欄中

「(5) 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

「(5) 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

ア 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

イ 次のいずれかに該当する者

(7) 最近1か月の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(4) 最近1か月の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(7) 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

(2) 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(2) 最近1か月の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(7) 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

ア 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

イ 次のいずれかに該当する者

(7) 最近1か月の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(4) 最近1か月の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(7) 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

(2) 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

(2) 最近1か月の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

(7) 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

(6) 金融機関および認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定な

を に、

らびに計画の実行および進捗の報告を行う者」

「ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

「ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資金を調達する者

(7) 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 最近1か月の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

b 最近1か月の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

c 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

d 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

e 最近1か月の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

f 直近の決算の売上高営業利益

(7) 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少している者

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 最近1か月の売上高総利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

b 最近1か月の売上高総利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

c 直近の決算の売上高総利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

d 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月に比して5%以上減少している者

e 最近1か月の売上高営業利益率が直近の決算に比して5%以上減少している者

f 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者

を に改め、

率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者」
 エ 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者」

同表融資限度額の欄中「者にあつては、」を「者にあつては」に、「1億円以内)」を「1億円以内、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては借換資金と合算して2億8,000万円以内)」に、「含む。))」を「含む。))」、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては設備資金および運転資金と合算して2億8,000万円以内(増額分を含む。))」に改め、同表融資利率の欄中「伴走支援型資金」の右に「または経営力強化資金」を加え、同表融資期間の欄中「の場合、別に定める期間」を「にあつては別に定める期間、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては7年以内」に、「は別に定める期間」を「は別に定める期間、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては5年以内」に改め、「融資対象者の欄(i)ウ」の右に「またはエ」を加え、同表償還方法の欄中「、5年以内)割賦償還(ただし、伴走支援型資金)」を「5年以内、経営力強化資金の融資を受ける者にあつては1年以内)割賦償還(ただし、伴走支援型資金または経営力強化資金)」に、「)割賦償還(ただし、伴走支援型資金)」を「)割賦償還(ただし、伴走支援型資金または経営力強化資金)」に改め、同表借入申込先の欄中「伴走支援型資金」の右に「または経営力強化資金」を加え、同表借入申込書類の欄中

「融資対象者の欄(5)イ(e)から(h)までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書」を「融資対象者の欄(5)イ(e)から(h)までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書」に、
 「融資対象者の欄ウ(i)dからfまでに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書」を「融資対象者の欄ウ(i)dからfまでに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書」に改める。
 「融資対象者の欄エに該当する者にあつては、」を「融資対象者の欄エに該当する者にあつては、」に改める。
 「融資対象者の欄エに該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書」

別記様式第2号中

「経営支援資金(経営者保証非提供促進枠)
セーフティネット資金(ポストコロナ新規枠 ポストコロナ借換枠)
政策推進資金(事業承継枠 再生支援枠 がんばる企業応援枠)
短期事業資金(通常枠 手形・電子記録債権割引枠 原油価格・物価高騰対応枠)」を

「経営支援資金(経営者保証非提供促進枠)
セーフティネット資金(ポストコロナ新規枠 ポストコロナ借換枠 経営力強化新規枠 経営力強化借換枠)
政策推進資金(事業承継枠 再生支援枠 がんばる企業応援枠)
短期事業資金(通常枠 手形・電子記録債権割引枠 原油価格・物価高騰対応枠)」に

改める。

付 則

- 1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和6年7月1日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用するこ

とができる。

滋賀県告示第213号

令和6年滋賀県告示第26号(富山県および石川県における県税に係る申告等の期限の延長)の別に告示で定める期日のうち、次に掲げる地域に住所または居所(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店または主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店または主たる事務所の所在地を含む。))を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町

滋賀県告示第214号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和6年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 募集期間 令和6年7月1日(月)から令和6年8月8日(木)まで
- 試験期日
 - 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和6年8月22日(木)
 - 口述試験および身体検査 令和6年8月24日(土)
- 試験場の位置および名称
 - 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - 口述試験および身体検査
 - 実施場所
 - 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第215号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和6年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和6年7月1日(月)から令和6年9月11日(水)
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和6年9月24日(火)および25日(水)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和6年9月29日(日)および30日(月)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所
 - (イ) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (ロ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第216号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和6年度採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和6年7月1日(月)から令和6年9月3日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査) 令和6年9月14日(土)から22日(日)までのうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和6年10月18日(金)および20日(日)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

滋賀県告示第217号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の2の規定に基づき鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名 特定非営利活動法人H・W・E 栗東市小野794-1 森秀樹
- 2 認定年月日 令和6年6月20日

滋賀県告示第218号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の10第1項の規定に基づき鳥獣捕獲等事業の認定が失効したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 認定が失効した鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名 特定非営利活動法人H・W・E 栗東市小野794-1 森秀樹
- 2 失効年月日 令和6年5月31日

滋賀県告示第219号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所	事業所の	申請者の名称およ	主たる事務所	サービス	介護保険	
-----	------	----------	--------	------	------	--

の名称	所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の所在地	の種類	事業所番号	廃止年月日
ケアセンタークローバーSEED	草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	合同会社ケアセンタークローバーSEED 代表社員 川島幸知	草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	訪問介護	2570601639	令和6.5.31

滋賀県告示第220号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る生産品売払代金の徴収事務
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年6月28日から令和6年7月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
宇治田原大石東線	大津市大石小田原一丁目字木戸口591番地先から 大津市大石小田原一丁目字木戸口595番地先まで	令和6.7.1	L=36.1m

滋賀県告示第222号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道南郷桐生草津線	草津市岡本町字大谷1566番19地先から 草津市岡本町字南平467番2地先まで

- 指定年月日 令和6年7月1日

滋賀県告示第223号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道石部草津線	草津市山寺町字八反田896番地先から 草津市岡本町字澤口234番2地先まで

県道湖東八日市線	東近江市上岸本町字岸ノ下2032番1地先から 東近江市中小路町字前鏡723番2地先まで
県道大津能登川長浜線	守山市播磨田町字八代59番6地先から 守山市播磨田町字上半上寺89番2地先まで
県道守山中主線	守山市播磨田町字上半上寺89番2地先から 守山市播磨田町字宮部128番1地先まで
県道彦根八日市甲西線	湖南市岩根中央三丁目11番地先から 湖南市岩根字出水4477番地先まで

2 指定年月日 令和6年7月1日

3 通行方法 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

滋賀県告示第224号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 有限会社小栗鉄工所
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 彦根市松原二丁目2番19号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年3月26日

滋賀県告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務の一部を次のとおり委託した。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社トムソン
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市逢坂一丁目12番32号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 長浜港港湾施設使用料(一部)の徴収
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年3月22日

公 告

証票無効についての公告

次の証票は、亡失したので無効とする。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

証票の種類	交付番号	所 属	被交付者氏名	交付年月日
徴税吏員証	05-76	南部県税事務所	三坂治夫	令和5.5.1

県税査察吏員証	05-76	南部県税事務所	三坂治夫	令和5.5.1
財産差押吏員証	05-76	南部県税事務所	三坂治夫	令和5.5.1
納税貯蓄組合検査員証	05-76	南部県税事務所	三坂治夫	令和5.5.1

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和6年6月28日に変更した大津湖南都市計画公園に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和6年6月28日に変更した長浜北部都市計画特定用途制限地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

一般競争入札の公告

滋賀県固定局(電子式線量計)、可搬型モニタリングポスト検出器およびシステム更新業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- 委託業務名および数量 滋賀県固定局(電子式線量計)、可搬型モニタリングポスト検出器およびシステム更新業務 一式
- 委託業務の内容等 仕様書による。
- 納入期限 令和7年3月31日(月)
- 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- 滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目

ア 大分類: 役務 中分類: 機器装置等保守点検

イ 大分類: 役務 中分類: その他役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 仕様書に示す機能、性能等を満たすシステムの提供が可能なる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から③までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 納入実績証明書

(2) 提出期限 令和6年7月26日(金)17時

(3) 提出場所 滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

4 現地確認 設置場所の現地確認を希望する者は、入札書を提出するまでに次の連絡先へ連絡し、調整の上、現地確認を行うことができる。

連絡先 滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室 電話 077-528-3445

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3445 F A X 077-528-6037 電子メール as0006@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和6年6月28日(金)から令和6年8月27日(火)まで

イ 滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室 令和6年6月28日(金)から令和6年8月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)および令和6年8月27日(火)の9時から10時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムにおいて公開する。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和6年8月27日(火)10時

(6) 開札の日時および場所 令和6年8月27日(火)10時30分 滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室(大津市京町四丁目1番1号)

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、5(5)に示す入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 入札書を5(5)に示す入札書の受領期限までに5(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を5(5)に示す入札書の受領期限までに5(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便(一般書留または簡易書留)に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(3) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、

滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

- (2) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。
- (3) (2)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (4) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electronic and portable monitoring post system
1 Set
- (2) Deadline for tender : 10 : 00 August 27, 2024
- (3) For further information, contact : Shiga Prefecture Disaster and Crisis Management Bureau, 4 - 1 - 1 Kyo-machi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3445

一般競争入札の公告

第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 びわ湖情報ハイウェイ(県機関および市町等を接続している滋賀県が管理運営する情報通信ネットワークをいう。)に係る機器の更新、ネットワークの機能改善、運用保守等びわ湖情報ハイウェイの運用に係る各種業務の包括的な委託業務。詳細は、入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和6年10月1日(火)から令和12年9月30日(月)まで
- (4) 予定価格 1,225,749,090円(消費税および地方消費税を含まない。)
- (5) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、単独企業またはこの業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。共同企業体にあつては、全ての構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。詳細は、入札説明書による。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は、不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書、提案価格書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3383 電子メールアドレス network@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和6年6月28日(金)から令和6年8月8日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。
 - (5) 入札書、提案価格書および提案書の提出期間 令和6年6月28日(金)から令和6年8月8日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
 - (6) 開札の日時および場所 令和6年8月9日(金)10時 大津市京町四丁目1番1号 県庁新館7階 システム設計室IA
なお、開札後直ちに落札者を決定することはしない。
 - (7) 対面評価 対面評価は、行わない。
 - (8) 落札決定 令和6年9月中旬を予定。
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札参加者は、入札書とともにこの業務に係る提案書を提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
 - (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 入札価格および提案価格がそれぞれ予定価格(回線サービスを除く業務の上限価格をいう。以下同じ。)および想定価格(回線サービスの上限価格をいう。以下同じ。)以下である者のうち、第五次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格および提案価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 入札参加者は、封印した入札書、提案価格書および提案書を4(5)に示す提出期間内に提出すること。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。

- (5) 落札者は、落札決定の日以後7日(土曜日、日曜日および祝日の日数は、算入しない。)以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Comprehensive services covering various duties relating to BICS(*), including upgrading of equipment, functional improvement of networks and operations, 1 set
(*A core network which links all prefectural institutions, cities and towns, etc. of Shiga Prefecture
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, August 8, 2024
- (3) For further information, contact: Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3383

一般競争入札の公告

令和6年度から令和11年度における滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築および運用保守業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築および運用保守業務 一式
- (2) 業務の内容等 詳細は入札説明書による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 予定価格 167,450,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- (5) 本入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

(5) その他入札に参加する者に必要な資格

- ア 都道府県教育委員会(政令市含む。)または、区市町村教育委員会での業務実績があること。
 - イ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001、JISQ27001)または個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク、JISQ15001)の認証を取得していること。
 - ウ 電子決済等システムによって収納代行業務を行う者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3に規定する指定納付受託者として指定を受けるための要件に該当する者であること。
- 上記ア～ウの確認にあたり、3に示す必要な資料等を県へ提出し、審査の結果、入札参加を認められた者であること。

なお、「業務実績」には、受注者として導入・運用の実績があるほか、現在受注者として開発中である場合も含む。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入

札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 提案募集要項(4(1))により交付する入札説明書に添付する提案募集要項をいう。以下同じ。)の様式9「入札参加資格確認申請書」および2(5)の履行実績を証する資料(契約書(該当部分の抜粋で可)の写し等とする。なお、契約の相手方の所在地、名称等については当該部分を秘匿して構わない。)。また、2(5)ウについては次の要件確認資料。

ア 直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの

イ 法人の概要を記載した書類

ウ 納付事務に係る業務の人的構成および組織等の業務執行体制を記載した書類

エ 個人情報の保護および法令遵守に関する方針および体制を記載した書類

(2) 提出期限 令和6年7月24日(水)17時までとする。ただし、4(6)の開札の日時までに入札参加資格があると認められなかった者が行った入札は、滋賀県財務規則第199条第1号に該当する入札として無効とする。

(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書(提案募集要項を含む。)の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4571 電子メール ma09@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和6年6月28日(金)から令和6年8月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)に示すメールアドレスあてに、メール表題を「滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築および運用保守業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。また、電子メールにより交付請求した場合は、必ず送信後に電話にて本県担当課まで連絡すること。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。

(5) 入札書および提案書の提出期間 令和6年7月19日(金)から令和6年8月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)。郵送による場合は、書留郵便により、令和6年8月2日(金)17時までには必着のこと。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和6年8月5日(月)10時 滋賀県庁新館6階高校教育課内。なお、開札後すぐに落札者を決定することはない。

(7) 対面評価 令和6年8月22日(木)を予定。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行うので、連絡を受けた場合は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。

(8) 落札決定 令和6年8月下旬を予定。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定は、総合評価方式一般競争入札をもって行うので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制

限の範囲内で入札書を提出した入札参加者のうち、滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築および運用保守業務に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、4(5)に示す期間内に、封書した入札書、本業務に係る提案書を、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。

(5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(7) 電子決済等システムによって収納代行業務を行う者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3に規定する指定納付受託者として指定を受ける必要があるため、指定を受けていない者にあつては、契約予定者の決定後に指定に係る申出を行うこと。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Construction, operation and maintenance of Shiga Prefectural High School integrated web application system, 1 set

(2) Deadline for tender: 17:00, August 2, 2024

(3) For further information, contact: High School Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4571 E-Mail ma09@pref.shiga.lg.jp

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年6月28日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ケアセンタークローバーSEED	草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	合同会社ケアセンタークローバーSEED	草津市木川町864番地レジデンス草津201号室	居宅介護 重度訪問介護	2510600634	令和6.5.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、愛知川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年6月28日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	奥野茂治	東近江市尻無町838番地
〃	山路良夫	同 市小脇町1980番地
〃	苗村久男	同 市布施町558番地
〃	久田貢	同 市上羽田町1407番地
〃	福田幸司	同 市川合寺町174番地
〃	船木幸太郎	同 市沖野五丁目1番34号
〃	大谷定治	同 市建部瓦屋寺町271番地
〃	上田祥司	同 市永源寺高野町116番地
〃	加藤晴吾	同 市山上町2914番地
〃	植田儀一郎	同 市市原野町2287番地
〃	布施太嘉幸	同 市五個荘木流町428番地
〃	西村寛	同 市五個荘金堂町663番地
〃	諏訪一男	同 市宮荘町988番地
〃	北邑清治	同 市青山町931番地
〃	小椋幸次	同 市上山町250番地
〃	澤田喜一郎	同 市読合堂町466番地
〃	福島完次	同 市勝堂町1034番地
〃	山川一己	同 市北清水町318番地
〃	森本秀夫	近江八幡市安土町内野155番地
〃	居島惣偉智	愛知郡愛荘町沖329番地1
〃	土岐世一郎	同 町目加田955番地1
〃	重森篤	同 町東円堂1645番地
〃	青木克司	同 町市1040番地
〃	清水正己	犬上郡豊郷町大字吉田89番地
〃	小椋正清	東近江市蛭谷町172番地
〃	小西理	近江八幡市武佐町690番地
〃	有村国知	愛知郡愛荘町市105番地
〃	伊藤定勉	犬上郡豊郷町大字八町311番地2
〃	塚本健藏	東近江市五個荘川並町83番地
〃	河瀬均	長浜市湖北町河毛1285番地
監 事	植木勝典	東近江市小脇町539番地
〃	福島彌三治	同 市糠塚町193番地
〃	橋本学	同 市林田町281番地
〃	田中惣一	同 市新出町328番地1
〃	澤居市次	同 市小田苧町992番地
〃	山田清孝	愛知郡愛荘町松尾寺686番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	和田喜藏	東近江市上大森町1079番地
〃	門野富重	同 市小今町235番地
〃	辻義弘	同 市市辺町993番地
〃	久田貢	同 市上羽田町1407番地

〃	讚 岐 喜 一	同	市池田町597番地
〃	船 木 幸 太 郎	同	市沖野五丁目1番34号
〃	梅 原 隆 司	同	市建部日吉町578番地
〃	谷 口 惣 治	同	市永源寺高野町1022番地
〃	加 藤 晴 吾	同	市山上町2914番地
〃	榭 田 秀 夫	同	市市原野町1056番地
〃	布 施 吉 蔵	同	市五個荘木流町621番地
〃	西 村 寛	同	市五個荘金堂町663番地
〃	諏 訪 一 男	同	市宮荘町988番地
〃	北 邑 清 治	同	市青山町931番地
〃	小 椋 幸 次	同	市上山町250番地
〃	磯 部 義 太 郎	同	市中里町579番地
〃	村 田 比 佐 雄	同	市北菩提寺町320番地
〃	山 川 一 己	同	市北清水町318番地
〃	畑 与 史 伸	近江八幡市安土町内野1115番地	
〃	居 島 惣 偉 智	愛知郡愛荘町沖329番地1	
〃	土 岐 世 一 郎	同	町目加田955番地1
〃	重 森 篤	同	町東円堂1645番地
〃	青 木 克 司	同	町市1040番地
〃	清 水 正 己	犬上郡豊郷町大字吉田89番地	
〃	小 椋 正 清	東近江市蛭谷172番地	
〃	小 西 理	近江八幡市武佐町690番地	
〃	有 村 国 知	愛知郡愛荘町市105番地	
〃	伊 藤 定 勉	犬上郡豊郷町大字八町311番地2	
〃	廣 田 美 代 子	東近江市中小路町178番地2	
〃	猪 田 道 代	同	市五個荘築瀬町668番地
〃	徳 田 慶 子	愛知郡愛荘町東円堂1695番地	
〃	河 瀬 均	長浜市湖北町河毛1285番地	
監 事	荒 居 勇	東近江市柴原南町1000番地	
〃	小 澤 朝 夫	同	市中羽田町383番地
〃	野 村 衛	同	市建部北町212番地
〃	野 田 外 治 郎	同	市市原野町2221番地4
〃	澤 居 市 次	同	市小田苅町992番地
〃	山 田 清 孝	愛知郡愛荘町松尾寺686番地	

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

滋賀県公安委員会規則第13号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条の2関係)

1 高速自動車国道

路 線 名	区 間
中央自動車道(西宮線)	米原市長久寺10番地の1地先から大津市追分町11番地の1地先まで

近畿自動車道(名古屋神戸線)	甲賀市土山町山女原字猪ノ谷37番10地先から草津市野路東二丁目字亀ヶ谷2349番6地先まで
北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂字中長674番地先から米原市三吉字広谷877番9地先まで

2 一般国道

路線名	区間
国道1号	甲賀市土山町山中字曾利野4番地先から大津市横木一丁目757番1地先まで
国道1号京滋バイパス(自動車専用道路に限る。)	大津市瀬田神領町青江61番13地先から大津市石山内畑町字蜷郷429番地先まで
国道1号京滋バイパス(自動車専用道路を除く。)	草津市東草津四丁目字東鐘突678番1地先から大津市石山寺三丁目字寺津489番1地先まで
国道1号栗東水口道路	湖南市石部北二丁目2104番地先から栗東市小野字向手原63番1地先まで
国道8号	長浜市西浅井町沓掛字本茶屋1217番地先から栗東市手原字高畑309番地21地先まで
国道8号米原バイパス	米原市顔戸字塚町1317番2地先から米原市入江字入江2233番地先まで
国道21号	米原市長久寺字向山2番地先から米原市西円寺字丸山534番1地先まで
国道161号	高島市マキノ町野口字稲葉489番地先から大津市横木一丁目757番1地先まで
国道303号	高島市今津町杉山字宮畑519番地先から高島市今津町字中野1466番1地先まで
国道303号	長浜市西浅井町塩津浜字関屋1471番地1地先から高島市マキノ町大字野口字八代15番地先まで
国道303号	長浜市木之本町田部字北竹政1327番地先から長浜市木之本町千田字桜田245番地先まで
国道306号	彦根市原町字平野644番1地先から彦根市外町234番1地先まで
国道306号	犬上郡多賀町大字多賀405番地先から彦根市原町字平野644番1地先まで
国道307号	犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏803番2地先から甲賀市水口町水口字岡ノ後377番地先まで
国道307号	犬上郡多賀町大字多賀405番地先から犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏803番2地先まで
国道307号	甲賀市信楽町黄瀬字半シ2836番2地先から甲賀市信楽町西字北海道318番1地先まで
国道365号	長浜市高月町落川字下川原209番1地先から米原市藤川字深洞1780番1地先まで
国道365号	長浜市木之本町田部字深田343番1地先から長浜市高月町落川字下川原209番2地先まで
国道367号	大津市伊香立途中町字西山874番1地先から大津市伊香立途中町字坊出414番地先まで
国道421号	東近江市山上町字久保田329番1地先から近江八幡市友定町字久保475番1地先まで
国道422号	甲賀市信楽町西字北海道318番1地先から甲賀市信楽町神山字三郷山2748番地先まで
国道477号	蒲生郡日野町大字河原字小中井566番地先から蒲生郡日野町大字松尾字菰塚922番1地先まで
国道477号	蒲生郡竜王町大字山之上字菖蒲谷2980番5地先から蒲生郡竜王町大字西横関字碓ヶ元306番地先まで
国道477号	大津市真野普門町字枝河原589番1地先から大津市真野大野二丁目大字欠ノ下23番地先まで
国道477号	守山市洲本町字池田1226番1地先から大津市真野普門町字枝河原589番1地先まで
国道477号	大津市伊香立途中町字坊出414番地先から大津市真野大野二丁目字下ノ勝32番1地先まで

3 県道

路線名	区間
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	東近江市躰光寺町5番4地先から彦根市彦富町字アシ原1007番2地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	彦根市城町二丁目116番地先から長浜市公園町字葎立場516番14地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	草津市岡本町字澤口261番7地先から草津市草津二丁目字寺田583番2地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	草津市笠山七丁目151番7地先から草津市岡本町467番1地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	大津市神領四丁目字念仏谷53番2地先から大津市月輪町字長谷17番5地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	大津市神領四丁目字難濟157番地先から大津市月輪町字長谷17番5地先まで
県道大津能登川長浜線(県道2号線)	守山市播磨田町字八代59番6地先から守山市播磨田町字上半上寺89番2地先まで
県道草津伊賀線(県道4号線)	湖南市石部北二丁目2138番1地先から湖南市三雲字新開281番地1地先まで
県道守山栗東線(県道11号線)	栗東市出庭字南幸田1819番地先から栗東市辻字久保ノ西480番2地先まで
県道守山栗東線(県道11号線)	守山市洲本町字池田1226番1地先から栗東市出庭字南幸田1819番地先まで
県道守山栗東線(県道11号線)	栗東市出庭字内川原1708番1地先から栗東市林字南四津304番1地先まで
県道守山栗東線(県道11号線)	栗東市林字南四津304番地1地先から栗東市出庭字内川原1708番地1地先まで
県道彦根八日市甲西線(県道13号線)	蒲生郡竜王町大字山之上字長谷2980番5地先から湖南市朝国字山ノ鼻406番1地先まで
県道彦根八日市甲西線(県道13号線)	東近江市川合町字下川原2136番地先から蒲生郡竜王町大字山之上字二番目2815番2地先まで
県道彦根八日市甲西線(県道13号線)	湖南市三雲字新開281番地1地先から湖南市朝国字平山1番537地先まで
県道彦根八日市甲西線(県道13号線)	湖南市岩根中央三丁目11番地先から湖南市岩根字出水4477番地先まで
県道大津草津線(県道18号線)	草津市矢橋町字間田140番1地先から草津市野路一丁目字三ヶ林1番1地先まで
県道大津草津線(県道18号線)	大津市浜大津一丁目15番地先から大津市丸の内町57番17地先まで
県道大津草津線(県道18号線)	大津市丸の内町57番17地先から草津市矢橋町字間田139番1地先まで
県道大津草津線(県道18号線・アクセス道路)	草津市新浜町字南川崎291番1地先から草津市新浜町字開キ383番1地先まで
県道山東一色線(県道19号線)	米原市間田字栗林644番2地先から米原市市場字小原野429番1地先まで
県道愛知川彦根線(県道20号線)	彦根市彦富町字アシ原1007番2地先から彦根市柳川町字後池167番1地先まで
県道甲賀土山線(県道24号線)	甲賀市土山町頓宮字上大道219番地先から甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷89番3地先まで
県道甲賀土山線(県道24号線)	甲賀市甲賀町岩室字砂谷69番4地先から甲賀市土山町頓宮字上出152番地先まで
県道彦根近江八幡線(県道25号線)	彦根市長曾根町字田中22番3地先から近江八幡市中之庄町字とうため639番1地先まで
県道大津守山近江八幡線(県道26号線)	草津市矢橋町字大將軍1853番2地先から草津市志那中町字二ノ町16番1地先まで
県道大津守山近江八幡線(県道26号線)	近江八幡市南津田2945番2地先から近江八幡市中之庄町字とうため639番1地先まで
県道野洲甲西線(県道27号線)	湖南市菩提寺字東出1303番地先から湖南市岩根字出水4440番1地先まで

県道栗東志那中線(県道31号線)	栗東市上鉤字中教田161番地先から草津市志那中町字二ノ町16番1地先まで
県道中山東上坂線(県道37号線)	長浜市川崎町字阪田町279番1地先から長浜市東上坂町字呉竹218番1地先まで
県道土山蒲生近江八幡線(県道41号線)	東近江市横山町字東浦1074番地先から東近江市上羽田町字堤ノ内3266番1地先まで
県道草津守山線(県道42号線)	草津市矢橋町字大將軍1853番2地先から草津市矢橋町字間田140番1地先まで
県道草津守山線(県道42号線)	草津市木川町字南森424番1地先から草津市駒井沢町字鯉尾69番1地先まで
県道草津守山線(県道42号線)	草津市矢橋町字名林117番1地先から草津市木川町字南森424番1地先まで
県道平野草津線(県道43号線)	大津市上田上平野町字大塚506番5地先から草津市野路町字玉水1151番地先まで
県道木之本長浜線(県道44号線)	長浜市木之本町大音字大縄100番4地先から長浜市木之本町西山字滝安87番1地先まで
県道木之本長浜線(県道44号線)	長浜市高月町東柳野字北タウトウキ1720番地先から長浜市曾根町字名古屋1200番1地先まで
県道木之本長浜線(県道44号線)	長浜市木之本町西山字滝安98番1地先から長浜市高月町東柳野字タウトウキ1662番地先まで
県道八日市蒲生線(県道46号線)	東近江市林田町字北池1474番1地先から東近江市大森町字池谷864番3地先まで
県道栗見八日市線(県道52号線)	東近江市五個荘築瀬町字川原11番3地先から東近江市建部日吉町633番地先まで
県道上砥山上鉤線(県道55号線)	栗東市手原二丁目555番1地先から栗東市手原二丁目1061番地先まで
県道上砥山上鉤線(県道55号線)	栗東市手原一丁目649番18地先から栗東市手原一丁目649番12地先まで
県道上砥山上鉤線(県道55号線)	栗東市小野字向手原60番4地先から栗東市小野字カフリコ789番1地先まで
県道大津インター線(県道56号線)	大津市朝日が丘一丁目字大谷922番1地先から大津市朝日が丘一丁目字月見坂921番7地先まで
県道大津停車場本宮線(県道103号線)	大津市松本一丁目987番2地先から大津市本宮一丁目字日ノ出583番1地先まで
県道千町石山寺辺線(県道106号線)	大津市石山寺五丁目字別所395番3地先から大津市石山寺三丁目字寺津490番1地先まで
県道石部草津線(県道113号線)	湖南市石部口987番地2地先から湖南市丸山二丁目3902番地先まで
県道石部草津線(県道113号線)	草津市山寺町字八反田896番地先から草津市岡本町字澤口234番2地先まで
県道山田草津線(県道141号線)	草津市北山田町字西口125番4地先から草津市草津三丁目字彼岸田581番5地先まで
県道守山中主線(県道151号線)	守山市播磨田町字上半上寺89番2地先から守山市播磨田町字宮部128番1地先まで
県道水口竜王線(県道164号線)	甲賀市水口町北脇435番1地先から甲賀市水口町伴中山236番1地先まで
県道春日竜王線(県道165号線)	蒲生郡竜王町大字岡屋4700番1地先から蒲生郡竜王町大字岡屋字十禅寺1496番2地先まで
県道相谷原柚線(県道188号線)	東近江市山上町字門川438番地先から東近江市山上町字久保田329番1地先まで
県道賀田山安食西線(県道205号線)	彦根市賀田山町字大山489番1地先から犬上郡豊郷町大字安食西字坂詰1468番地先まで
県道湖東彦根線(県道213号線)	東近江市南花沢町字花之木545番地先から東近江市池庄町字薬師34番1地先まで
県道雨降野今在家八日市線	東近江市池庄町字薬師34番1地先から東近江市中岸本町字大久保52番地1地

(県道216号線)	先まで
県道多賀高宮線(県道224号線)	彦根市高宮町字勘定ノ木1196番3地先から彦根市高宮町字袂181番5地先まで
県道樋口岩脇線(県道240号線)	米原市樋口字顔戸町243番1地先から米原市三吉字谷畑593番1地先まで
県道加田田村線(県道242号線)	長浜市加田町464番4地先から長浜市田村町481番地先まで
県道祇園八幡中山線(県道251号線)	長浜市祇園町字十四300番地先から長浜市八幡中山町1202番5地先まで
県道速水片山線(県道258号線)	長浜市湖北町石川字松ヶ本200番地先から長浜市湖北町津里字宮ノ前1075番1地先まで
県道西阿閉東物部線(県道259号線)	長浜市高月町東柳野字北タウトウキ1720番地先から長浜市高月町東物部字コリ竹129番1地先まで
県道東野虎姫線(県道273号線)	長浜市内保町字大池85番5地先から長浜市内保町字七反畑2430番3地先まで
県道上山田八日市線(県道278号線)	長浜市湖北町丁野字池ノ尾2396番2地先から長浜市湖北町丁野字五人割2222番地1地先まで
県道上山田八日市線(県道278号線)	長浜市湖北町丁野字五人割2222番地1地先から長浜市湖北町八日市字クス田905番1地先まで
県道比良山線(県道322号線)	大津市北比良字小原984番16地先から大津市北比良字野990番地1地先まで
県道湖東八日市線(県道327号線)	東近江市上岸本町字岸の下2032番1地先から東近江市中小路町字前鏡723番2地先まで
県道彦根米原線(県道329号線)	彦根市松原町字石持1880番5地先から米原市入江字入江1256番地先まで
県道湖北長浜線(県道331号線)	長浜市湖北町尾上字村之内144番地先から長浜市公園町字葭立場1397番地1地先まで
県道柑子塩野線(県道337号線)	甲賀市甲南町新治字アリソ1981番2地先から甲賀市甲南町新治字砂山518番4地先まで
県道柑子塩野線(県道337号線)	甲賀市甲南町柑子字羽根林1061番11地先から甲賀市甲南町新治字砂山517番1地先まで
県道甲賀土山インター線(県道340号線)	甲賀市甲賀町岩室字砂谷68番1地先から甲賀市甲賀町岩室字砂谷137番1地先まで
県道信楽インター線(県道341号線)	甲賀市信楽町黄瀬字半シ2836番2地先から甲賀市信楽町黄瀬字半シ2838番1地先まで
県道草津田上インター線(県道342号線)	草津市野路町亀ヶ谷2349番43地先から草津市野路町笠ヶ谷2303番8地先まで
県道甲南インター線(県道343号線)	甲賀市甲南町新治字砂山517番1地先から甲賀市甲南町杉谷字都谷2933番1地先まで
県道志賀インター線(県道345号線)	大津市荒川字茅ヶ畑621番3地先から大津市木戸字井堰197番8地先まで
県道小島野洲線(県道504号線)	野洲市野洲町野洲1219番地先から野洲市野洲町野洲1464番地先まで
県道小島野洲線(県道504号線)	野洲市野洲町野洲1219番地先から野洲市野洲町野洲1047番地先まで
県道小島野洲線(県道504号線)	野洲市野洲町野洲1047番地先から野洲市野洲町三上501番7地先まで
県道伊部近江線(県道510号線)	長浜市虎姫町三川字守上1650番地先から長浜市山階町字横枕町282番1地先まで
県道彦根港彦根停車場線(県道517号線)	彦根市松原二丁目字大黒31番1地先から彦根市船町56番5地先まで
県道彦根城線(県道518号線)	彦根市古沢町字沢町214番地先から彦根市船町56番5地先まで
県道彦根環状線(県道528号線)	彦根市高宮町字遊行塚横田1613番3地先から彦根市高宮町字樋ノ辻1550番1地先まで
県道高島大津線(県道558号線)	大津市北小松字押海道1247番3地先から大津市逢坂一丁目432番地先まで
県道近江八幡大津線(県道559号線)	近江八幡市南津田2945番2地先から大津市瀬田一丁目字大前2250番2地先まで
県道甲賀阿山線(県道775号線)	甲賀市甲南町野川字田中312番7地先から甲賀市甲南町野川字田中233番地先

まで

4 市町道

路線名	区間
大津市道幹1042号線(大津市道01-1042号線)	大津市打出浜24番2地先から大津市松本一丁目字松ヶ枝987番3地先まで
大津市道幹1043号線(大津市道01-1043号線)	大津市本宮二丁目字日ノ出573番3地先から大津市本宮二丁目字山ノ神635番4地先まで
大津市道幹1062号線(大津市道01-1062号線)	大津市瀬田一丁目字丈前2270番地先から大津市瀬田一丁目字丈前2239番4地先まで
彦根市道高宮多賀線(彦根市道19号線)	彦根市高宮町字北切2748番3地先から彦根市高宮町字森2728番1地先まで
彦根市道高宮町七軒町・桃線(彦根市道3300号線)	彦根市高宮町字桃2825番1地先から彦根市高宮町字中ノ倉666番2地先まで
長浜市道八島虎姫線(長浜市道12号線)	長浜市尊野765番地先から長浜市尊野770番2地先まで
長浜市道大路相撲庭線(長浜市道27号線)	長浜市野村町1129番地先から長浜市大路町1928番地先まで
長浜市道西上坂南北8号線(長浜市道7708号線)	長浜市西上坂町字四丁町331番地先から長浜市西上坂町字榎木塚1018番1地先まで
長浜市道山脇丁野1号線(長浜市道12009号線)	長浜市湖北町丁野字五人割2222番地1地先から長浜市湖北町丁野字五人割2263番地先まで
長浜市道高月森本線(長浜市道61104号線)	長浜市高月町高月学長本1627番4地先から長浜市高月町森本字宮市116番2地先まで
近江八幡市道西宿武佐線(近江八幡市道8301号線)	近江八幡市西宿町字紺屋田213番4地先から近江八幡市西宿町字中島32番1地先まで
近江八幡市道西宿長福寺線(近江八幡市道8302号線)	近江八幡市西宿町字中島34番1地先から近江八幡市長光寺町字瓜町417番1地先まで
草津市道山寺東13号線(草津市道9722号線)	草津市山寺町字笹谷61番の9地先から草津市山寺町字笹谷61番の10地先まで
草津市道山寺東16号線(草津市道9725号線)	草津市山寺町字八反田896番地先から草津市山寺町字笹谷61番の9地先まで
守山市道浮気立入吉身線(守山市道5号線)	守山市立入町484番2地先から守山市吉身五丁目1番1地先まで
守山市道吉身野洲線(守山市道665号線)	守山市吉身四丁目字井出683番地先から守山市吉身五丁目字樋越3番地先まで
守山市道立入野洲川線(守山市道1011号線)	守山市立入町305番6地先から守山市立入町484番6地先まで
栗東市道出庭大橋線(栗東市道114号線)	栗東市出庭字下天白550番地2地先から栗東市出庭字田中300番地6地先まで
栗東市道手原辻線(栗東市道115号線)	栗東市手原字針畑647番地3地先から栗東市大橋七丁目635番地3地先まで
栗東市道手原辻線(栗東市道115号線)	栗東市大橋七丁目412番地3地先から栗東市大橋七丁目182番地7地先まで
栗東市道大橋六地藏線(栗東市道116号線)	栗東市大橋七丁目635番地3地先から栗東市六地藏字セリ1036番地2地先まで
栗東市道手原駅新屋敷線(栗東市道120号線)	栗東市手原二丁目1080番地先から栗東市安養寺一丁目466番11地先まで
栗東市道上鉤上砥山線(栗東市道121号線)	栗東市安養寺一丁目466番11地先から栗東市安養寺三丁目255番8地先まで

栗東市道出庭外川原線(栗東市道2759号線)	栗東市出庭1708番8地先から栗東市出庭2090番4地先まで
甲賀市道水口工業団地線(市道10108号線)	甲賀市水口町伴中山236番1地先から甲賀市水口町さつきが丘33番地先まで
甲賀市道水口工業団地線(市道10108号線)	甲賀市水口町笹が丘1番11地先から甲賀市水口町笹が丘1番8地先まで
甲賀市道北脇・笹が丘幹道(甲賀市道10204号線)	甲賀市水口町北脇字藤木450番2地先から甲賀市水口町笹が丘1番5地先まで
甲賀市道工業団地第1号線(甲賀市道34003号線)	甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷121番9地先から甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷121番3地先まで
甲賀市道野川杉谷線(甲賀市道40052号線)	甲賀市甲南町野川字田中230番8地先から甲賀市甲南町柑子字松ヶ本2013番1地先まで
野洲市道野洲川左岸1号支線(野洲市道465号線)	守山市吉身五丁目字樋越3番地先から野洲市野洲町野洲1219番地先まで
湖南省道高樋線(湖南省道17号線)	湖南省柑子袋字高樋528番地1地先から湖南省柑子袋字高樋507番地1地先まで
湖南省道日枝町103の1の2号線(湖南省道155号線)	湖南省日枝町4番地20地先から湖南省日枝町4番地20地先まで
湖南省道高松町106号線(湖南省道164号線)	湖南省高松町1番地4地先から湖南省高松町5番地2地先まで
湖南省道高松町107号線(湖南省道165号線)	湖南省高松町5番地2地先から湖南省高松町4番地3地先まで
湖南省道稲葉線(湖南省道948号線)	湖南省丸山二丁目3902番17地先から湖南省西寺四丁目466番2地先まで
東近江市道石谷如来線(東近江市道22004号線)	東近江市石谷町字松原519番地先から東近江市石谷町字北之瀬1213番地先まで
東近江市道小八木祇園西浦線(東近江市道51007号線)	東近江市祇園町字北西浦199番1地先から東近江市祇園町字北西浦168番2地先まで
米原市道三吉西坂線(米原市道13005号線)	米原市三吉字下御池809番地先から米原市三吉字三田589番地先まで
竜王町道山之上岡屋線(竜王町道2号線)	蒲生郡竜王町大字山之上5211番地先から蒲生郡竜王町大字岡屋4496番地先まで
竜王町道仁殿線(竜王町道17号線)	蒲生郡竜王町岡屋3111番2地先から蒲生郡竜王町岡屋3011番2地先まで
豊郷町道金面道線(豊郷町道4号線)	犬上郡豊郷町大字安食西字小林973番2地先から犬上郡豊郷町大字安食西字北金面45番1地先まで
甲良町道北落呉竹線(甲良町道10001号線)	犬上郡甲良町大字在土682番1地先から犬上郡甲良町大字北落811番地先まで
甲良町道北落工業団地線(甲良町道20010号線)	犬上郡甲良町大字北落1257番地先から犬上郡甲良町大字北落1289番地先まで
多賀町道敏満寺高宮線(多賀町道103号線)	犬上郡多賀町大字敏満寺字天井931番4地先から犬上郡多賀町大字猿木字常野31番1地先まで
多賀町道猿木樋掛保之町線(多賀町道107号線)	犬上郡多賀町大字猿木字常野31番1地先から犬上郡多賀町大字猿木字森66番1地先まで
多賀町道多賀高宮線(多賀町道1150号線)	犬上郡多賀町大字敏満寺字大掛ヶ1571番2地先から犬上郡多賀町大字多賀字下横田980番5地先まで

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

正 誤

令和6年5月31日付け第516号令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告中

ページ	行	誤	正
15	15	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ	現代の国語・言語文化、数学Ⅰ・数学Aおよび英語コミュニケーションⅠ
	18	国語総合	現代の国語・言語文化
	20	国語総合	現代の国語・言語文化
	32	国語総合	現代の国語・言語文化
		コミュニケーション英語Ⅰ	英語コミュニケーションⅠ
35	国語総合	現代の国語・言語文化	
17	16	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ	現代の国語・言語文化、数学Ⅰ・数学Aおよび英語コミュニケーションⅠ
	19	国語総合	現代の国語・言語文化
	21	国語総合	現代の国語・言語文化
	30	国語総合	現代の国語・言語文化
		コミュニケーション英語Ⅰ	英語コミュニケーションⅠ
33	国語総合	現代の国語・言語文化	

